

裁 決 書

請求人

[Redacted]

同代理人

[Redacted]

処分庁

[Redacted]

審査請求人が平成29年8月25日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成29年5月29日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成27年4月9日付けで、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し法による保護を開始した。
- 2 平成27年6月8日、請求人は、請求人名義の確定個人年金保険契約（以下「請求人名義の個人年金」という。）の解約返戻金の振込が請求人名義の口座にあったこと

を処分庁に申告した。

- 3 平成27年7月27日、請求人は、保護申請時に未申告だった請求人及び請求人の長女（以下「長女」という。）、請求人の二女（以下「二女」という。）名義の口座についての通帳を処分庁に提示した。
- 4 平成29年5月29日、処分庁は、保護申請時に未申告だった長女及び二女の口座に資産があったとして、平成27年4月～平成29年5月に支給した保護費について、「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するとし、法第63条に基づく費用返還決定（以下「本件返還決定」という。）を行った。
- 5 平成29年8月25日、請求人は、大阪府知事に対し、本件返還決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

ア 処分庁は、平成29年5月29日付け「返還金・徴収金決定書」と題する書面により、請求人に対して、「請求人の世帯には、保護開始決定後の翌々月以降に判明した長女と二女のA銀行B支店の口座に預貯金計12,613,323円があったため、平成27年4月～平成29年5月に支給した保護費（平成29年4月～平成29年5月分医療扶助費を除く）のうち3,574,492円については、「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するので、保護に要した費用を返還する義務がある旨定めた法第63条に基づき返還決定します」との理由により、金357万4,492円の本件返還決定をなした。

イ しかしながら、本件返還決定は、①請求人及びその世帯員である長女及び二女のいずれの「資産」でもない預貯金について、形式的に長女及び二女名義の預金口座であったという理由のみで請求人らの世帯の「資産」と認定した点、②平成28年8月4日に請求人が代理人弁護士同行の上で処分庁を訪問して交渉を開始しており、本件返還決定の処分日が平成29年5月29日になったのは処分庁の調査等が遅れたからであるにもかかわらず、平成28年8月4日以降に支給された生活保護費まで返還の対象としている点、③本件返還決定に至る経緯において、平成28年8月4日から約10か月にわたって交渉を重ねてきた理由とは全く別の理由によって突

然処分がなされるなど、請求人に対する手続保障が充足されておらず、不意打ち的な処分になっている点、などの点で、違法かつ不当であるから、直ちに取り消されるべきである。

ウ なお、請求人は、本件返還決定の違法性や不当性を検討する必要から、本審査請求に先立ち、①平成29年7月初旬に、生活保護のケース記録等について個人情報開示請求を行うとともに、②処分庁に対しても、再三、本件返還決定の処分理由等（処分庁が請求人の「資産」と認定した根拠、処分庁が本件返還決定の根拠としている長女及び二女名義の口座の口座番号や入金日等の情報等）について説明を求めてきたが、①については未だに開示されておらず（そればかりか、請求から1か月半を経過し、審査請求の期限が迫っている現時点において、突然、「長女及び二女の情報」は長女及び二女自身が請求しないと開示できない」等と述べて長女及び二女情報の開示を拒否するに至っており（長女及び二女の法定代理人親権者であり、長女及び二女の世帯主である請求人が、世帯員である長女及び二女の「資産」の存在を理由とする本件返還決定に対して不服申し立てをするために世帯員全員の個人情報開示請求をしているのであるから、当該個人情報開示請求には、当然、長女及び二女の法定代理人として長女及び二女情報の開示を請求する意思表示が含まれているのであって、そうであるにもかかわらず、長女及び二女の情報について、長女及び二女本人による請求がないことを理由に開示を拒否していること自体、違法かつ不当である。）、②についても約2か月の間「協議中」と言われ続けて、実質的に説明を拒否されている状況であるなど、不服申立期間を徒過するまで敢えて不服申立のための情報を開示しないようにしているとしか考えられないような不当な対応をされている状況にある。

エ よって、請求人としては、審査請求期間が徒過しないよう本審査請求を行うが、「審査請求の理由」については、上記個人情報が開示され、処分庁からの説明を受けた後に、追って詳細な理由を補足する予定である。

(2) 審理員が平成30年2月21日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 「資産」 該当性について

(ア) 処分庁が、本件返還決定の対象となる「資産」と認定した長女及び二女名義の預金は、次のとおりである。

口座名義	口座種別	預金残高	入金日	出金日
長女	普通預金	¥12,750	H26.12.11 (定期利息¥11,953)) H27.1.5 (ドリーム懸賞¥797)	H27.5.1

	定期預金	¥5,000,616	H25.12.12	H27.5.1
	定期積金	¥1,293,294	H23.9.30~H27.4.6	H27.5.1
二女	普通預金	¥12,750	H26.12.11 (定期利息¥11,953) H27.1.5 (ドリーム懸賞¥797)	H27.5.1
	定期預金	¥5,000,616	H25.12.12	H27.5.1
	定期積金	¥1,293,294	H23.9.30~H27.4.6	H27.5.1

そして、処分庁は、上記各預金が長女及び二女の名義であり、長女及び二女の親権者である請求人が本件各口座開設等の手続に関与しているとして、当該預貯金が請求人世帯の「資産」と判断することは合理的であるとする。

(イ) しかし、上記処分庁の主張は、上記各預金が当然に長女及び二女に帰属する（請求人世帯の「資産」になる）と断定する理由にはならない。

すなわち、預金契約においては、しばしば他人名義の預金があるところ、そのような場合に当該預金が誰に帰属するのかという点については、形式的な預金名義が誰であるかにかかわらず、自己の預金とする意思で金融機関に預金（出捐）した者に帰属すると解されている（最高裁昭和52年8月9日判決等参照）。

また、低年齢の子ども名義の預金については、用途を限定して他人から譲り受けた金銭であればともかく、お年玉等の蓄積や親族等が子どもの将来のために子ども名義の口座に預金しているような場合は、当該預金は子どもらの資産ではなく、出捐者である親族等の資産であると判断されている（東京地裁平成16年1月28日判決、東京地裁平成7年4月27日判決等参照）。

また、相続税に関する租税実務においても、例えば、祖父母が孫の名義の口座に預金をしていたような場合には、いわゆる「名義預金」として祖父母の資産（相続財産）であると判断されて、相続税が課税されることがある。

このように、預金が誰に帰属するのか（誰の「資産」であるか）を判断するにあたっては、預金名義人や口座開設者が誰かという点のみから形式的に判断するのは相当ではなく、誰が当該預金の出捐者であるか、誰が当該預金を管理していたのか等の点から実質的に判断されなければならない。

そして、以上の理は、新たに新規口座を開設する場合だけでなく、既存の他人名義の口座を利用する場合にも妥当すると解するべきであるから、仮に、請求人が新規口座の開設に関与した事実があったとしても、そのことのみをもって、請求人を預金者と認定することは相当でない。

(ウ) 以上を前提に、本件についてみると、

a 請求人が生活保護申請を行った平成27年4月9日の時点(生活保護開始決定時)

で、上記各預金が存在していたことは事実であるが、これらの預金は、請求人の母親（以下「母」という。）が、自己の預金とする意思で、自らの出捐により、長女及び二女の名義で預金していたものであり（例えば、平成25年12月12日に母のA銀行の預金口座から出金されている300万円は、同日になされた長女及び二女名義の定期預金の原資の一部である。なお、その他の、上記長女及び二女名義の各預金の原資については調査中である。）母が管理していたものである（母が、将来的に長女及び二女に贈与する意向で預金していたのだとしても、まだ贈与は完了していないから、当該預金が母の資産であり、長女及び二女の資産ではないという結論に影響を及ぼすものではない。）。

そして、母は、平成27年5月1日に、上記各預金が自己の資産であるとの意思の下に、上記各預金を解約し、引き出した現金を母の預金口座に入金している（同日に母のA銀行の預金口座に入金された約2300万円の一部は、上記各預金を解約して出金したものである。）。

以上からすれば、上記長女及び二女名義の各預金は、母が自らの預金とする意思で、自らの出捐によって預金していたものであるから、母に帰属するものである（母の「資産」であって、請求人世帯の「資産」ではない。）。

b 付言すれば、以下の各事実も、上記各預金が請求人世帯の「資産」ではないことを示すものである。

(a) 請求人が生活保護申請を行った平成27年4月9日当時、上記各預金の口座名義人である長女は9歳、二女は3歳であったのであるから、年齢的にみて、上記各預金が長女や二女の出捐によるものではないことや、長女や二女が上記各預金を自ら管理できる状態になかったことは明らかである。

よって、上記各預金が、長女や二女の「資産」とはいえないことは、前記の裁判例等に照らして明白である。

(b) また、上記各預金は、平成23年9月30日から平成27年4月6日までに預金されたものであるところ、同期間中に、請求人が、約1260万円もの預金をすることは不可能であった。

そもそも、同期間中、請求人には、生活を維持するのも困難な程度の収入しかなかったのであって、約1260万円もの預金ができるような収入はなかった。そればかりか、請求人は、生活費等に困窮して、消費者金融数社から借金をしていたのであり、多重債務に苦しんでいたのである（平成23年頃には、裁判所に調停を申し立てるなどして、債務整理を行い、その後、数年間、分割返済を続けていたものである。）。

もし仮に、請求人に1260万円も預金できるような経済的余裕があったのであれば、多重債務に苦しむような状況になるはずがないし、また、債務整理をし

て分割返済するまでもなく、当該預金をもって一括返済していたはずであるから、この点からも、上記各預金が請求人の「資産」でないことは明白である。

(c) また、上記各預金は、平成27年5月1日に解約されて全額出金されているが、同日、請求人は、当時の勤務先である株式会社Cに出勤していたため、請求人が自ら解約手続をして預金を出金することは不可能であったし、請求人が、誰かに解約手続や預金の出金を依頼したこともない。

この点、A銀行から開示を受けた長女及び二女の預金を解約した際の現金の受取書の署名は、請求人の筆跡ではないし、訂正印として押印されている印影も、請求人の所有する印鑑ではない。

上記各預金を解約したのは母であり、母は、自己の預金であるとの認識の下に、請求人の氏名を使用して預金を解約し、解約後の現金を自己名義の口座に入金したものである。

(d) なお、母は、請求人等の親族名義の預金口座を自己の事業等ために使用することが珍しくなく、例えば、母の事業である不動産賃貸業の賃料管理のための口座として請求人名義の口座を使用していたこともある。

したがって、母が、自己の預金とする意思で、自らの出捐により、長女及び二女名義の口座に預金することは、何ら不自然なことではない。

c 以上から、前記長女及び二女名義の各預金は、いずれも母の「資産」であって、請求人世帯の「資産」ではないことは明白である。

そうであるにもかかわらず、処分庁が、これを請求人世帯の「資産」と認定し、本件返還決定をしたことは、不当かつ違法である。

イ 返還の対象となる期間について（予備的主張）

(ア) 処分庁は、「請求人世帯は、平成28年8月4日以降も保護を継続して受けているため、同日以降も、法第63条の『資力があるにもかかわらず、保護を受けた』ことに該当し続けている」から、平成29年5月分までに請求人が受給した保護費を返還の対象としたことも適法であると主張する。

(イ) しかし、前記のとおり、本件返還決定の対象とされた長女及び二女の各預金は、平成27年5月1日に、母が、自己の資産として全額引き出して、自己の預金口座に入金しているのであるから、少なくとも同日以降は、上記預金の解約により出金された現金ないし母名義の口座に入金された後の預金は、請求人世帯の「活用できる資産」ではない。このことは、処分庁の平成29年6月6日のケース診断会議で「家庭訪問等においても世帯に余剰な金銭があるような様子はない」「請求人世帯の

生活状況について、余剰な金銭があるような様子はない」「出金された金銭を請求人が現在も所持している様には見えない」などと確認されていることや、実際に、請求人世帯について、保護の廃止が検討されたものの、「活用できる資産」がなく要保護性が認められるとして、保護の廃止に至らなかったことなどからしても明らかである。

よって、「同日以降も、法第63条の『資力があるにもかかわらず、保護を受けた』ことに該当し続けている」とする処分庁の主張には理由がない。

仮に長女及び二女名義の預金が誰に帰属するののかという点を置いたとしても、平成27年5月1日以降に請求人が受給した保護費は、要保護状態で適法に受給した保護費であるから、法第63に基づく返還の対象になるものではなく、少なくとも、処分庁が、同日以降に請求人が受給した保護費まで法第63条に基づく返還の対象としていることは、不当かつ違法である（この点を予備的主張として追加する。）。

(ウ) また、処分庁によれば、遅くとも平成28年7月27日の時点で、上記長女及び二女名義の口座の存在及び保護開始時点で上記各預金があったという事実を把握していたのであるから、処分庁の主張する理由（形式的な預金の名義等）で、当該預金の存在を根拠に、本件返還決定を行うのであれば、同日時点で行うことができたことは明らかである。

ところが、処分庁は、それを行わずに、請求人に対しては、一貫して、本件の処分理由とは全く異なる請求人名義の個人年金の存在を根拠に法第63条に基づく返還決定を行う予定であると説明してきたのであり、それゆえ、当該請求人名義の個人年金の「資産」性をめぐって、同年8月4日以降、請求人及び請求人代理人と処分庁との間で交渉が続けられてきたものである。しかも、同日以降、請求人代理人は、再三、処分庁に対して、当該請求人名義の個人年金の「資産」性についての処分庁の判断はどうなったのかと電話等で確認してきたにもかかわらず、処分庁は、顧問弁護士に相談する予定であるとか、別件で多忙であるため手が回っていないとか、ケース診断会議にかけているところであるとか述べて、判断を遅らせてきたのであり、処分が遅れたのは、専ら処分庁側の都合によるものである（請求人には何ら帰責性がない。）。

また、請求人代理人が介入した平成28年8月4日から処分の翌日である平成29年5月30日までの間、請求人代理人と処分庁の間では、ずっと、一貫して、上記請求人名義の個人年金の「資産」性についてのみが議論がされてきたのであって（長女及び二女名義の預金の存在を理由とする本件返還決定がなされた後の平成29年5月30日の電話でさえ、処分庁は、請求人名義の個人年金の「資産」性についての判断の説明に終始し、既に長女及び二女の預金の存在を理由に法第63条返還決定を行ったことさえ報告も説明もしなかった。）、長女及び二女名義の預金口座の「資産」性について、交渉や調査が長期化したというわけでもない。

よって、仮に、長女及び二女の預金の存在を理由に本件返還決定を行うとしても、

それが可能となった（処分庁が当該預金の存在を認識した）平成27年7月27日時点までに支給された保護費のみが対象とされるべきであり、同日以降に支給された保護費まで返還の対象とすることは、不当かつ違法である（この点も予備的主張として追加する。）。

(エ) また、行政処分である本件返還決定の名宛人である請求人が、当該行政処分の理由について説明を求め、弁解の機会を与えられることは 手続保障の観点から当然のことである。そして、請求人が、請求人代理人に委任して、当該行政処分に関して交渉してもらうことも当然の権利である。

ところが、行政処分の名宛人となる者が、当該行政処分について、処分庁に処分理由の説明を求めたり、当該処分理由に対する弁解したりすることによって、あるいは、処分庁が弁解等を受けて調査等を行うことによって、月日が経過してしまった（処分が遅くなってしまった）という場合に、処分の名宛人が保障されている手続的権利を行使したというだけで不利益を受ける可能性があるということになれば（本件でいえば、法第63条に基づく返還の対象となる金額が増額されてしまうことになるのであれば）、権利行使に対する萎縮的效果を生じさせてしまうことになり、手続保障をした意味がなくなってしまう。

しかも、本件では、前記のとおり、専ら処分庁側の都合によって、本件返還決定を遅らせてきたものである。

よって、本件では、少なくとも請求人代理人が処分庁を訪問して交渉を開始した平成28年8月4日以降の保護費について返還の対象とすることは、手続的権利を行使したことに対して不利益を課するに等しい結論となるものであるから、不当かつ違法である。

(オ) ところで、処分庁は、「請求人が主張する取扱いが認められるのであれば、返還金に関する交渉を開始しさえすれば返還を求められることがなくなる結果となり、法第4条の補足性の原理の実現が図られず、妥当ではないから、本件返還決定までの間に受けた保護金品に相当する金額を基準とすべきである。」と主張している。

しかし、本件返還決定の根拠とされている長女及び二女名義の預金については、前記のとおり、平成27年5月1日に、母が、自己の資産として全額引き出し、自己の預金口座に入金しているのであって、少なくとも同日以降は、請求人世帯の「活用できる資産」にはあたらないから、法第4条の補足性の原理に何ら矛盾するものではなく、処分庁の主張は、前提を欠き、失当である。

なお、付言すれば、処分庁の主張が通るのであれば、本件返還決定を行うに足りる前提事実が発生しており、それを処分庁が認識しているにもかかわらず、処分庁の裁量で処分を遅らせれば遅らせるほど返還額が増えることになり、極めて不当である（特に、医療扶助に関しては、速やかに処分がなされていれば、国民健康保険に加入して医療費の3割を負担するだけで済んだものが、処分庁が処分を遅らせる

ことよって、受給した医療扶助分を10割負担で返還しなければならないことになってしまい、被保護者にとって極めて不当な結論になってしまう。)

よって、処分庁の主張は失当である。

ウ、手続保障を欠いている点について（予備的主張）

(ア) 前記のとおり、処分庁は、請求人に対して、一貫して、本件の処分理由とは全く異なる請求人名義の個人年金の存在を理由とする法第63条に基づく返還決定を行うと説明してきたのであり、それゆえ、当該請求人名義の個人年金の「資産」性をめぐって、平成28年8月4日以降、請求人及び請求人代理人と処分庁との間で交渉が続けられてきたものである。そして、同日から本件返還決定後の平成29年5月30日までの間、請求人代理人と処分庁の間では、上記請求人名義の個人年金の存在を理由に法第63条に基づく返還決定を行うことの適法性についてのみが議論がされていたのであり、長女及び二女名義の預金の存在を理由に返還決定をすることについては、議論にすらなっていないため、弁解の機会も与えられていないものである。しかも、処分庁は、長女及び二女の預金の存在を理由とする本件返還決定を既になした後の平成29年5月30日の電話でさえも、請求人代理人には請求人名義の個人年金の「資産」性についての説明に終始し、このときに既に長女及び二女の預金の存在を理由に本件返還決定を行っていたにもかかわらず、そのことについては、報告も説明もしなかったのである。

(イ) このように、処分庁は、平成28年8月以降、約10か月にわたって議論してきた理由とは全く別の理由により、突然、不意打ち的に、本件返還決定をなしたのであって、このような処分は、手続的に不当かつ違法である。

(ウ) なお、処分庁は、平成28年12月5日に、「請求人代理人から、母からの借金に返すお金を長女・二女の口座に返済していたものであり、定期の入金をしていたのは請求人であると請求人から聞いているとの申し出があった」「請求人代理人から、請求人名義の個人年金の件は単なる名義貸しだが、長女・二女の件はそれとは性質が異なると考えており、母が引き出したのを弁済とみるか、母の不当利得とみるか、入金されていたお金も弁済前か子への贈与前なのか等、法的に絶対これではないという見解はないという申し出があった」などと主張しているが、事実を反するものである。

請求人代理人は、「請求人が母から借金をしていて、その返済に長女及び二女名義の口座を利用したことがあるということは聞いたことがある」とは述べたが、「定期の入金をしていたのは請求人であると請求人から聞いている」などと述べたことは一度もない。そもそも、請求人代理人は、長女及び二女名義でそれぞれ約500万円の定期預金が存在したことを、本件返還決定後に初めて聞いたものである。したがって、請求人代理人が、知りもしない定期預金の話をするはずがなく、処分庁のケース記録は

極めて不正確である。

また、請求人代理人は、「例えば、請求人が母から借りている借金の返済として長女及び二女名義の口座に入金していたような場合には、入金時期や口座の管理状況によっては、請求人の「資産」と判断され得る場合もあるかもしれないが…」という仮定の話をしただけであって、「母が引き出したのを弁済とみるか」という話も、その仮定の話の中での話である。処分庁は、請求人代理人が、具体的な事実関係について説明さえされていない中で、様々な事実関係を想定して仮定の話をしたことについて、その一部を抜粋し、あたかも事実関係について述べたかのように誤って記録しているにすぎない。

いずれにしても、処分庁は、長女及び二女名義の預金の存在を根拠に、法第63条に基づく返還決定を行うことを検討しているということを、請求人やその代理人に説明したことは一度もなく（もし、請求人が、その点について説明を受けていたのであれば、当然、請求人名義の個人年金と同様に、調査した上で、処分庁と交渉をしているはずであるが、一切、その点について交渉してきた事実がないということが、説明を受けたことがないことの証左である。）、むしろ、本件返還決定後も、処分の根拠となった長女及び二女名義の預金の入出金日等を教えて欲しいという請求人らの依頼を拒否してきたものである。

なお、それを受けて、請求人は、ケース記録等の個人情報開示請求を行ったが、不当に開示に時間がかかった挙句、肝心の長女及び二女名義の預金の関係については、長女及び二女自身の請求ではないという理由で、ほとんどがマスキングされた全く内容の分からない文書が開示されただけであった。法定代理人親権者母の請求であり、かつ、問題となっている生活保護行政との関係では世帯主であるにもかかわらず、ほとんどがマスキングした全く内容の分からない文書しか開示しないこと自体、不当かつ違法である。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成29年5月29日付けで、処分庁が請求人に対し通知した本件返還決定通知書には、「返還金・徴収金決定額 金3,574,492円」との記載があり、決定理由として、「請求人の世帯には、保護開始決定後の翌々月以降に判明した長女と二女のA銀行B支店の口座に預貯金計12,613,323円があったため、平成27年4月～平成29年5月に支給した保護費（平成29年4月～平成29年5月分医療扶助費除く）のうち、3,574,492円については、「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するので、保護に要した費用を返還する義務がある旨定められた法第63条に基づき、返還決定します。」との記載がある。

イ 平成27年5月度の請求人の勤務先の出勤カードには、平成27年5月1日は出勤を示す「○」の記載がある。

ウ 平成29年12月29日作成のA銀行B支店の母名義の普通預金の流動性取引履歴明細表には、「取引日 H25.12.12 出金額 3,000,000、取引日 H27.5.1 入金額 23,014,818」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成29年11月22日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件返還決定に至る経緯

(ア) 平成27年4月9日

保護開始。請求人、長女及び二女の母子世帯。

平成26年夏頃まで母の経営するマンション管理業務を手伝い収入を得ていたが、母親と不仲になったことから同業務に就労できなくなり、無収入となる。元夫とは平成27年3月に協議離婚。離婚後の生活費として残しておいた預金は事故を起こした元夫が事故の示談金が必要との理由で消費。請求人は平成27年2月よりパートを始めるが、その収入と児童手当及び児童扶養手当のみでは生活に困窮するため、生活保護を申請し、開始となる。

請求人から提出された請求人世帯の資産申告書には、預貯金として請求人名義のD銀行とE銀行の口座、生命保険等としてF社の学資保険のみ記載があった。

なお、保護開始時に行った法第29条に基づく照会に対する回答により、請求人名義のG銀行の口座（平成27年4月28日現在の残高2,932,006円）が判明した。

(イ) 平成27年6月3日

請求人より電話があり、保険の解約が近々生じるとの申し出があった。後刻、処分庁の担当ケースワーカーから請求人に対し電話した。

- ・ 請求人から、絶縁中の母が請求人名義で行っていたF社の請求人名義の個人年金があり、平成27年6月末に、約1,000万円の解約返戻金が生じるが、この請求人名義の個人年金の存在について、生活保護開始当時のケースワーカーには説明済みであるとの申し出があった。
- ・ 請求人から、解約返戻金は請求人名義の口座に振り込まれるが、当該口座は母が管理しており、請求人は一切関わるできないものであり、請求人が活用できない資産であるとの申し出があった。
- ・ 請求人に対し、資産を活用する義務があることについて説明した上で、収入申告書

の提出を指示するとともに、請求人が活用できない資産であるという申し出については、ケース診断会議で検討する旨伝えた。

(ウ) 平成27年6月8日

請求人より電話。

- ・請求人から、平成27年6月1日にI銀行J支店の請求人名義の口座に約1,200万円の振込があった旨、口頭で申告があった。

(エ) 平成27年6月11日

請求人名義の個人年金の解約完了通知の写しを郵送にて受領。

また、6月9日受理の法第29条照会回答にて、請求人名義のG銀行H支店の資産の存在について把握。

これらの説明について、6月16日に請求人が来所すること。

(オ) 平成27年6月16日

請求人、来所。

- ・請求人に対し、生活保護にあたっては資産を活用することが要件であることを改めて説明した。
- ・請求人から、請求人名義の個人年金の契約手続きの際に、母から健康保険被保険者証などを渡すよう言われ、母に渡したことは記憶しており、当該契約の存在は把握していたが、保険の契約手続きや費用負担はすべて母が行ったもので、実質母のものであり、解約返戻金は請求人が活用できる資産ではないとの申し出があった。
- ・請求人に対し、保険の契約者が請求人で、解約返戻金の振込口座の名義人も請求人であり、請求人の資産であると判断せざるを得ない旨説明したところ、請求人より、母の資産であるとの証明を試みるとの申し出があったため、ただちに収入認定せず、請求人の弁明を待つこととした。

(カ) 平成27年7月27日

請求人、請求人名義の個人年金の保険契約の代理店である会社の代表取締役社長とともに来所。

a 請求人名義の個人年金の解約返戻金について

- ・請求人から、請求人の父の相続で5人の子らがそれぞれ1,000万円を相続することとなったが、請求人はそれを受け取らなかったため、平成20年に、母がこの保険契約を父の相続に相当するものとして、初期費用1,000万円を負担し、契約及び解約の手続きは契約者である請求人が行ったが、契約時の費用を母が負担したことを証明する書類はないとの申し出があった。

請求人より、請求人名義の個人年金に関し、契約時の平成20年当時に請求人に財力がなかったこと、生活保護開始申請時に当該保険契約の存在を申し出ていた旨を記載した証明（申告）書2枚が提出された。

(ケ) 平成28年5月20日

請求人、来所。

- ・請求人に対し、請求人名義の個人年金について、請求人の資産ではないと主張するのであれば根拠となる資料の提出が必要であり、その提出を待っている状態であることを説明したところ、請求人から、1か月程度で資料の提出が出来るとの申し出があったため、平成29年7月8日に面談を行うこととした。

(コ) 平成28年7月1日

請求人より電話。

- ・請求人から、資料の準備が間に合わないため、面談日を変更して欲しいとの申し出があったため、平成28年7月29日に変更することとした。

(サ) 平成28年7月29日

数日前に請求人より連絡があり、当日の面談は延期となった。請求人は、平成28年8月4日に請求人代理人と一緒に来所するとのことであった。

(シ) 平成28年8月4日

請求人、請求人代理人とともに来所。

- ・請求人らから、請求人名義の個人年金について、請求人の保険が自分のものではないという申し出だけでは、請求人の資産ではないと認められないのはおかしいし、騙す気があるなら、申請時に保険に加入していると発言するなどあり得ないとの申し出があった。
- ・請求人らから、法第63条による返還決定を行うならば、請求人が自分のものではないという証明をする必要はなく、処分庁側が請求人のものである証明を出すべきである旨と、口座の名義が請求人のものであっても、母が出資したのであれば、口座の預金は母のものであり、この点に関する最高裁の判例もある旨の申し出があった。
- ・請求人らから、母の陳述書等の提出があった。
- ・後刻、請求人代理人から最高裁の判例のFAXを受信した。

(ス) 平成28年10月7日

請求人、来所。

- ・請求人から、母の平成27年分の確定申告書（平成28年9月26日に行った修正申告書）の写しの提出があった。母が修正申告を行っていた。

(七) 平成28年10月26日

ケース診断会議開催。

請求人名義の個人年金だけでなく、長女及び二女名義の通帳など、その他の資産を含め総合的に検討することとし、弁護士への法律相談を行うことを決定した。

(ノ) 平成28年11月7日

請求人代理人より電話。

・請求人代理人より、請求人名義の個人年金をどう取り扱うこととなったか問い合わせがあったため、請求人代理人に対し、ケース診断会議の結果、弁護士への法律相談を行った上で判断することになった旨と、長女及び二女名義の口座など、請求人名義の個人年金以外の資産も判明しており、総合的に検討していくことになった旨を伝えた。

同日、請求人、来所。

・請求人に対し、ケース診断会議の結果について説明した。

a G銀行の口座について

・以前に請求人より聞き取ったとおり、母の会社で働いていたころに所有マンションの賃料を振り込むための口座として使っていたものに相違ないとのこと。

b 長女及び二女名義のA銀行の定期預金について

・請求人に対し、平成27年7月27日に請求人より提出のあった通帳について、追跡調査をおこなった結果、定期預金が判明し、解約金が保護開始後に入金されていることを伝えた。

・請求人から、長女及び二女名義の定期預金の契約及び解約並びに入出金に関わったことはなく、定期預金が作られた銀行であるA銀行は、母が継続的に取引をしている金融機関で、母は金融機関から勧誘があれば定期預金を契約したりしていたことなどから、定期預金と普通預金の口座を関連付けて母が定期預金を契約したと思うとの申し出があった。

・請求人から、解約時のサインは請求人の母がしており、資料が金融機関にあれば出せると思うとの申し出があったため、請求人に対し、解約時の資料等を入手できれば速やかに提出するよう指示した。

(夕) 平成28年12月2日

請求人来所。

a 長女及び二女名義のA銀行の定期預金等について

・請求人から、平成27年7月27日に処分庁へ提出した通帳を探したが、長女名

義の通帳のみ見つかったとの申し出があった。

- ・ 請求人から、金融機関に問い合わせたところ、定期預金の解約書類は社内文書なので見せられないと言われたが、弁護士が照会すれば見せられるかもしれないとのことであったため、請求人代理人に相談したところ、費用が5,000円かかり、見せてもらえない場合もあるため、処分庁側から照会してもらった方が良いとの助言を受けたとのことであったが、詳しくは請求人代理人に聞いて欲しいとの申し出があった。
- ・ 請求人から、平成28年11月7日の面談以降に請求人代理人と話して思い出した話として、7～8年前、ちょうど今の家を買ったときに、家のリフォーム代として母より200～300万円借り、さらに長女を妊娠している頃に前夫の借金220万円を返済するために母にお金を借りたが、母に借りたお金を最初は現金で返済していたところ、今月分を返した返していないのトラブルになり銀行口座へ入れることになったため、母が持っていた返済ノートが今もあるかは分からないとの申し出があった。
- ・ 請求人から、請求人は貯金も無いだろうから借金の返済が終われば満期の額くらいになるので、長女・二女の口座を作ってそこに返済するように母から言われ、積立てを始めたのであり、平成28年11月7日に定期口座の開設及び解約に関わっていないと話したが、定期口座が今話した積立ての口座のことならば、口座は請求人が作ったが、解約には心当たりがない旨の申し出があった。
- ・ 請求人から、積立てを始めた時期の詳細は覚えておらず、長女が生まれた頃（平成18年頃）からしばらく返していたが、口座から口座ではなく、現金振込みでしており、1回辺りの金額は、1万円以上5万円以内で細かい金額ではなかったのでおそらく2～3万円くらいであったが、積立てを止めた時期は、母との関係が悪化して勤め先を止め、揉めていた頃なので平成26年であるとの申し出があった。
- ・ 請求人から、家のリフォームのため借金をしたがリフォームが杜撰で不具合があり、「リフォームを手間仕事のおっちゃんに頼んだのを強行したのは母なので、残りのお金は返しません」と母に手紙を送って返さなくなったとの申し出があった。
- ・ 請求人から、口座の届出印は、母が請求人名義で口座を作るために作った請求人の名前の印鑑が1個あるが、100円均一で購入したようなものではなく、きちんとした印鑑であるとの申し出があった。
- ・ 請求人に対し、定期のうち積立分は恐らく請求人が話したものの可能性が高いため、積立額や期間等の確認してみる旨返答するとともに、請求人に対し、それ以外に500万ほど入った定期もあるが、心当たりは無いかを尋ねると、請求人は他には無いと返答した。

(子) 平成28年12月5日

請求人代理人へ電話。

a 長女及び二女の定期預金等について

- ・請求人代理人から、母からの借金に返すお金を長女・二女の口座に返済していたものであり、定期の入金をしていたのは請求人であると請求人から聞いているとの申し出があった。
- ・請求人代理人から、請求人名義の個人年金の件は単なる名義貸しだが、長女・二女の件はそれとは性質が異なると考えており、母が引き出したのを債務の弁済とみるか、請求人の母の不当利得とみるか、入金されていたお金も弁済前か子への贈与前なのか等、法的に絶対にこれではないという見解はないとの申し出があった。
- ・また、請求人代理人から、処分庁がそれをどうとるかによっては返還決定もありえるとは思いますが、法第78条ではないと思うし、これだけのお金がある人間が普通に考えれば保護の申請をすることは思えない、請求人の家は色々と複雑であり、一般的な家ではお金の援助は出来ないが他の事は助け合うというのがよくある話であるが、請求人の家はその逆で他の事の助け合いはしないがお金は一つの財布という意識がずっとあり、それゆえに金銭管理が杜撰で混同されているのだと捉えているとの申し出があった。

(ツ) 平成28年12月20日

請求人へ電話。

- ・請求人に対し、弁護士への法律相談を実施した結果、資産について追加で調査を行った上で判断をすることになった旨説明するとともに、長女名義のA銀行の通帳について、記帳後の写しを提出するよう再度指示したところ、請求人より、通帳が無くなり探しているが、年末に片づけをするので1月には出せるとの返答があった。
- ・請求人に対し、積立金以外で、定期預金について思い出したことや心当たりが無いかを尋ねたが、前に話した他には心当たりが無いと話した。
- ・請求人に対し、法律相談の結果は請求人代理人にも伝えてはおくが、請求人自身でも請求人代理人に連絡しておくよう伝えた。

同日

請求人代理人へ電話。

弁護士への法律相談を実施した結果、追加で調査を行った上で判断をすることになった旨説明した。

(テ) 平成29年1月31日

請求人宅の家庭訪問。

請求人から、長女名義の通帳を探したが見つからなかったとの申し出があった。

(ト) 平成29年2月20日

A銀行B支店より、長女及び二女名義の口座に関する法第29条に基づく照会に対する回答を受領。

A銀行に対し、回答内容について電話で確認したところ、口座解約時に本人確認資料は取っておらず、口頭確認のみであり、代理人取引と記載がなければ口座名義人（未成年者の場合は親権者）が解約人であるとのことであった。

(ナ) 平成29年4月7日

I銀行J支店より、請求人名義の口座に関する法第29条に基づく照会に対する回答を受領。

(ニ) 平成29年4月14日

I銀行に対し、照会内容に対する回答に不足している点があることを連絡したところ、追加で送ってくると返答あり。解約方法は本人来店のみであることを併せて確認。

(ヌ) 平成29年5月15日

平成29年4月7日に受領した回答に不足していた書類が届かないため、I銀行J支店へ電話し、不足していた部分の回答を口頭で確認した。なお、不足していた本人確認書類は、平成29年5月18日に受け取った。

(ネ) 平成29年5月23日

ケース診断会議開催。

長女及び二女名義の口座の預金等について、法第63条に基づく返還決定を行うことを確認した。

(ノ) 平成29年5月29日

ケース診断会議開催。

長女及び二女名義の口座の預金等について、法第63条に基づく返還決定を行うことを最終決定し、本件返還決定の処理を行った。

(ハ) 平成29年5月30日

請求人へ電話。

・請求人に対し、ケース診断会議の結果、請求人世帯の資産についてマンションKと書かれたG銀行の口座の預金以外は、法第63条による返還決定の対象とすることになったことを説明するとともに、平成29年4月及び5月分の医療扶助費を除いた返還の見込み金額について伝えた。

・請求人に対し、返還対象額から返還金額を差し引いても、その残額をもって概ね

6か月以上生活が出来ることとなるため、平成29年6月1日付けで保護廃止の予定であることを伝えた。

- ・ 請求人より、保護廃止になればどのように生活すればよいか、本当にお金が無いとの相談があったため、請求人に対し、廃止となっても保護申請は可能なため、お金がなく生活に困るならば廃止日ですぐに申請をするよう伝えた。
- ・ 請求人に対し、処分庁が訪問するか又は請求人に来所してもらいたい旨伝えたところ、平成29年5月31日の15時に請求人が来所する予定となった。

同日

請求人代理人から電話。

請求人代理人に対し、ケース診断会議の結果について説明したところ、請求人代理人から、返還決定及び廃止の見込みについて様々な申し出があった。

(ヒ) 平成29年5月31日

請求人世帯の保護廃止について、請求人代理人より疑義が申し立てられたことについて処分庁で会議を行った結果、引き続き検討を行うこととし、請求人の来所を延期することとした。

(フ) 平成29年6月2日

請求人へ電話。

- ・ 請求人に対し、保護の廃止の件は再度会議で検討して決定することを説明した。
- ・ 請求人が、返還についての平成29年5月30日の説明を覚えておらず、また、請求人代理人が処分庁に対して申し立てている内容も理解していないと申し出たため、請求人に対し、返還対象の範囲及び返還決定の決定理由を改めて説明するとともに、請求人代理人からの申出内容の概要を説明した。

(ヘ) 平成29年6月6日

ケース診断会議を開催。

保護の廃止は行わず、法第63条による返還決定のみ行い、返還金・徴収金決定書における処分理由の記載のみ一部修正することを決定した。

(ホ) 平成29年6月8日

請求人へ電話。

保護は継続となるが、法第63条による返還決定は行うことと、返還決定において平成29年4月及び5月の医療扶助費のみ後日の決定となるため、2回に分けて返還決定を行う旨を説明した。

(マ) 平成29年6月19日

請求人への本件返還決定書の送付にあわせて、請求人代理人に本件返還決定書の写しを送付。

(ニ) 平成29年6月20日

請求人代理人より電話。

請求人代理人から、本件返還決定書に記載の決定理由について、長女及び二女名義の口座の預金についてはこれまで議論してきておらず、請求人名義の個人年金も決定理由の文言に記載するべきであるため、決定文言を修正することを求める旨の申し出があった。

(ム) 平成29年6月23日

請求人代理人より電話。

- ・請求人代理人に対し、改めて、本件返還決定の決定理由について、長女及び二女名義の口座についてのみ記載した理由を説明するとともに、決定理由について、訂正する予定がない旨も説明した。
- ・請求人代理人から、仮に、審査請求で、本件返還決定が覆ったとしても、決定理由に記載されていない以上、請求人名義の個人年金で改めて返還決定がされる可能性があるため、そのような決定をしないよう、この電話で約束することを求める旨の申し出があったため、請求人代理人に対し、審査請求が行われていない状況で約束しがたい旨返答するとともに、現時点でその約束が出来るかどうかは、弁護士への法律相談を行った上で返答したいので時間が欲しい旨を伝えた。

(メ) 平成29年7月19日

請求人代理人より電話。

- ・請求人代理人から、本件返還決定書の別紙に記載されている長女及び二女名義の口座の口座番号を教えて欲しいとの申し出があったため、この電話で口頭により回答出来かねる旨を返答し、口座番号について提示できるか否か、また、どのような方法で提示できるかも含め、協議のうえで回答する旨、返答した。
- ・請求人代理人に対し、平成29年6月23日に申し出があった件について、本件返還決定書に記載の決定理由は修正しないが、仮に、審査請求で本件返還決定が取り消されたとしても、今後、新しい情報が出てこない限りは、請求人名義の個人年金を理由とする返還決定は求めない旨を説明した。

(モ) 平成29年7月20日

請求人代理人へ電話。

請求人代理人に対し、長女及び二女名義の口座の口座番号については、請求人に対して情報提供することとしたい旨を返答したところ、請求人に対して書面で回答するよう依頼があり、了承した。

(ヤ) 平成29年7月21日

請求人、来所。

請求人に対し、長女及び二女名義の口座の口座番号等について、情報提供を行った。

(ユ) 平成29年8月1日

請求人より電話。

請求人から、長女及び二女名義の口座について、積立についての解約日及び最終入金日並びに定期預金についての契約日及び解約日について教えて欲しい旨の申し出があった。

(ヨ) 平成29年8月23日

請求人、来所。

請求人に対し、平成29年8月1日に依頼のあった長女及び二女名義の口座の契約日等について、情報提供を行う。

イ 本件返還決定の正当性について

(ア) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

また、法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」として、いわゆる補足性の原理を定めている。

(イ) 本件に関し、請求人は、長女及び二女と三世帯で保護を受けていたところ、生活保護の申請時に提出された請求人世帯の資産申告書に記載がなかった長女及び二女名義のA銀行B支店の口座の存在が、保護開始後の平成27年7月27日に判明したものである。

そこで、処分庁としては、それぞれの口座の保護開始時の預金残高を調査したところ、長女名義の口座には、普通預金12,750円、定期預金5,000,616円及び定期積金1,293,294円が、二女名義の口座には、普通預金12,750円、定期預金5,000,616円及び定期積金1,293,297円がそれぞれ確認できた。

よって、処分庁は、これらの口座の預金が請求人世帯の資産であると判断し、法第63条の「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するとして、同条に基づき返還を求めることとしたが、同条では、「その受けた保護金品に相当す

る金額の範囲内」で返還することとされているため、保護開始時から本件返還決定までの間に請求人世帯に支弁した保護費の合計額である3,574,492円を返還額として決定したものである。

なお、当該返還額には、平成29年4月及び5月分の医療扶助費相当額が含まれていないが、本件返還決定の決定当時（平成29年5月29日）に算定が困難であったためであり、この部分についても追って返還を求める予定としている。

(ウ) この点に関し、請求人は、「請求人及びその世帯員である長女及び二女のいずれの「資産」でもない預貯金について、形式的に長女及び二女名義の預金口座であったという理由のみで請求人らの世帯の「資産」と認定した点」に違法又は不当な点があると主張しているが、これまでの事実経過を踏まえると、長女及び二女名義の口座に存在していた預貯金は、母が契約したものであり、請求人世帯の資産ではないにもかかわらず、請求人世帯の資産と認定したことにつき、違法又は不当な点があるという趣旨と解される。

ところで、金融機関における口座の開設に関しては、平成15年1月6日に施行された金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（以下「旧本人確認法」という。）により金融機関による本人確認が義務付けられたため、同日以降に口座開設等の契約を行っている場合には、当該口座の名義人（名義人が未成年者の場合は親権者）が口座開設等の手続きに関与しているといえる。

そして、長女及び二女名義の口座については、口座開設日が、いずれも、旧本人確認法の施行日以降であることから、口座名義人である長女及び二女の親権者である請求人が、これらの口座契約等に関与していることは明らかであり、口座名義人の本人確認を経て開設されている口座の預金に関し、他者が出資した事実が確認できる資料の提出がない中で、当該口座名義人が属する世帯の資産と判断することは合理的であり、その判断に違法又は不当な点はない。

(エ) 次に、請求人は、「平成28年8月4日に請求人が代理人弁護士同行の上で処分庁を訪問して交渉を開始しており、本件返還決定の処分日が平成29年5月29日になったのは処分庁の調査等が遅れたからであるにもかかわらず、平成28年8月4日以降に支給された生活保護費まで返還の対象としている点」に違法又は不当な点があると主張している。

しかし、請求人世帯は、平成28年8月4日以降も保護を継続して受けているため、同日以降も、法第63条の「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」ことに該当し続けていることは明らかである。

また、法第63条に基づく返還は、法第4条による補足性の原理により、本来、生活保護より先に活用が図られるべきであった資産相当額について保護費の返還を求める趣旨であるところ、仮に、請求人が主張する取扱いが認められるのであれば、返還金に関する交渉を開始しさえすれば返還を求められることがなくなる結果とな

り、法第4条の補足性の原理の実現が図られず、妥当ではないことから、本件返還決定までの間に受けた保護金品に相当する金額を基準とすべきである。

よって、本件処分日である平成29年5月29日までに受けた保護金品を基準として返還額を定めた本件返還決定に違法又は不当な点はない。

なお、この間、処分庁は、請求人からの申出も考慮し、必要とされる挙証資料の提出準備期間も設けつつ、調査及び検討を行っているのであって、処分庁の調査等が遅延したとする請求人の主張には理由がない。

(オ) また、請求人は、「本件返還決定に至る経緯において、平成28年8月4日から約10か月にわたって交渉を重ねてきた理由とは全く別の理由によって突然処分がなされるなど、請求人に対する手続保障が充足されておらず、不意打ち的な処分になっている点」に違法又は不当な点があると主張しているが、請求人代理人としては、この間、請求人名義の個人年金の取扱いについて交渉を重ねてきたにもかかわらず、長女及び二女名義の口座の預金を理由に本件返還決定を行ったことを、「不意打ち的な処分」と指摘しているものと解される。

しかし、そもそも、処分庁は、請求人名義の個人年金の解約返戻金についてのみ調査を進めてきたわけではなく、長女及び二女名義の口座の預金や、請求人が母の会社で勤務していた際に会社が所有するマンションの賃料の管理をするため業務上使用していた口座の預金など、その他の資産に関しても継続的に調査を行うとともに、返還決定を行うべきか検討してきており、その状況については随時、請求人に対しても説明している。

すなわち、まず、A銀行の長女及び二女名義の口座や、G銀行の口座の存在が判明した平成27年7月27日に、請求人から事情を聴取するとともに、請求人世帯の資産ではないことを認めるに足る資料の提出がなければ、活用し得る資産として認定せざるを得ない状況であることを説明している。また、平成28年11月7日にも、請求人及び請求人代理人に対し、ケース診断会議において請求人名義の個人年金の解約返戻金以外の資産も含め総合的に検討していくことになった旨説明している。その後、平成28年12月2日には請求人から、同月5日には請求人代理人から、それぞれ長女及び二女名義の定期預金等についての聞き取りを行い、同月20日には請求人及び請求人代理人に対し、追加で調査を行った上で判断することになった旨説明している。

そして、継続的な調査及び組織的な検討の結果として、処分庁は、長女及び二女名義の口座の預金を理由に本件返還決定を行ったのであり、請求人が主張するような「全く別の理由によって突然処分がなされる」という事実はなく、かつ、「不意打ち的な処分」でもない。

なお、本件返還決定に関しては、行政手続法第14条第1項により求められる不利益処分に係る処分理由の通知、行政不服審査法第82条第1項により求められる不服申立てをすべき行政庁等の教示及び行政事件訴訟法第46条第1項により求め

られる取消訴訟等の提起に関する事項の教示の全てを適正に行っており、手続保障が充足されていないとする請求人の主張には理由がない。

(カ) さらに、請求人は、個人情報開示請求並びに本件返還決定の処分理由や長女及び二女名義の口座番号等の情報提供依頼への処分庁の対応が不十分であることを理由として、「不服申立期間を徒過するまで取えて不服申立のための情報を開示しないようにしているとしか考えられないような不当な対応をされている」と主張している。

この点、そもそも、生活保護の決定及び実施に関する審査請求は、個人情報開示請求に関する不服を述べる手続きではなく、また、個人情報開示請求への対応状況により本件返還決定が違法又は不当と判断されるべきものでもない。

また、本件返還決定の処分理由に関しては、本件返還決定の決定通知書に記載するだけでなく、この間、請求人及び請求人代理人の求めに応じて説明しており、また、長女及び二女名義のA銀行の口座情報に関しても、請求人に対し、平成29年7月21日には口座番号を、同年8月23日には口座の契約日、解約日及び最終入金日をそれぞれ回答しており、法令上可能な限り情報提供依頼には応じている。

よって、請求人の主張に理由はなく、処分庁の対応に不当な点はない。

(キ) 以上のとおり、本件返還決定に違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成27年4月9日付けの保護申請時の資産申告書には、「預貯金 D銀行、E銀行」、「生命保険、簡易保険、損害保険等 F社」の記載がある。

イ 平成27年7月27日付けのケース記録には、「未申告だったという通帳3冊が提出された。忘れていた、という。長女及び二女については平成25年12月の時点で500万円の定期預金が存在したと推察される。資産確認の為A銀行、及び、L法務局宛29条照会を行う。」との記載がある。

ウ 平成27年7月27日付けで処分庁が受理した長女及び二女の通帳の写しには、平成26年9月24日時点の残高として、併せて955,124円の記載がある。

エ 平成28年10月26日付けのケース診断会議記録票には、会議の要点・内容および結論として、「本件のみで判断する事は妥当ではなく、他の通帳の件等も併せて総合的に捉えるべき事案であると考え。通帳の件に関しては、請求人から聞き取りを行い情報の収集を行うこと。また、他の資産等について調査の必要なものがないか確認

を行うこと。リーガルサポートには実施要領担当を通し、相談を行うこととする。」との記載がある。

オ 平成28年11月7日付けのケース記録には、「請求人代理人より電話。請求人名義の個人年金についてどうなったか問い合わせあり。ケース診断会議の結果、法的な根拠について〇〇のリーガルサポートの意見を聞いたうえで判断することになったこと、請求人名義の個人年金以外にも資産が判明しているため、総合的な事案としてチェックを受けることになった旨を伝えた。(中略) 診断会議のみで判断が下りなかったことについては不満を言われるが、金額が高額であり、判断の根拠が専門的な法律内容となるため専門家のチェックを受けた上での判断を行うことになったことを説明したところ、チェック自身を妨げるつもりは無いと話される。しかし、時間が経ち過ぎていること、8月からの面談からでも3ヶ月になり、面談の時点で相談することは出来なかったのかと言う。加えて、請求人代理人としては請求人名義の個人年金以外のことは初めて聞く内容であり、いきなりそれもチェックすることになれば更に時間がかかることになると言う。(中略)

請求人名義の個人年金以外には何がチェックの対象になるのかと言うため、こちらもこれから請求人へ事情を聞き取る予定であるのが、マンションKと手書きされた請求人名義口座と長女・二女名義の定期預金が入金された通帳であり、大まかな経過と状況を伝えた。請求人代理人からも請求人に事情を確認しておくとのこと。」との記載がある。

また、同日の記録として、「<長女・二女の定期について>平成27年7月27日に通帳の写しの提出があった長女・二女の口座について尋ねたいことがあると伝えたところ、提出した時に説明したのもう一度説明するのか、説明したのを覚えていると請求人は怒る。訊ねている通帳に関しては、ケース記録には忘れていて未申告だったという通帳3冊が提出されたという内容しかないこと伝え、もし説明したと言うならば申し訳無いがもう一度その話を聞きたいと伝えたところ、了承してくれるが、何の通帳だったかなと言う。(中略) 提出したのを見れば思い出すとのことだったので、受理していた通帳の写しをコピーしたものを請求人へ提示。

請求人より、長女及び二女のために請求人自身が積み立てしてきたものであるが、通帳の写しに記載されている分(長女 26.9.24、二女 26.9.24が印字されている最終取引歴)は、長女・二女のものともに保護受給前に全て引き出した、平成26年12月か、27年の頭くらいにと話す。

保護受給前の預金残高は問題ないが、請求人より通帳の写しの提出があった後、こちらで写しに記載されている以降の取引履歴を調べたところ、定期預金判明、保護開始後に定期の解約金の入金があり、その事情を知りたいことを伝える。

請求人は長女・二女の共に定期の契約・解約に関わったことがないと話し、この件で入出金に関わったことはないと言う。

請求人から聞いた話では、

- ・定期が作られた銀行であるA銀行は、請求人の母がずっと取引をしている銀行で、請求人の母は銀行から誘いがあれば定期を作ったりしていたという。
- ・定期は母がやった。
- ・定期とこの普通預金の口座を関連付けて定期を作っていると思う。
- ・通帳自体はカードなし、通帳のみで作ったものである。
- ・解約時のサインは母がしているので、資料が銀行にあるかもしれない、あれば出せると思う。

とのことであった。

資料が銀行にあれば、提出までそんなに時間を要しないというため、入手できれば速やかに提出するよう指示、何か分かれば連絡するよう伝えた。」との記載がある。

カ 平成28年12月2日付けのケース記録には、「11月7日の面談後に通帳を探したところ、こちらで写しを受理していたお年玉等の記載のある長女の通帳のみ見つかったと報告あり。二女の分はなし。定期の解約時の書類について、請求人より銀行に問い合わせたところ、社内文書なので見せられないと言われたという。その際、銀行の担当者からはどこに出すのかと提出先をしきりに聞かれ、税務署へ出されたら困る等言っていたのでたぶん正しくない手続きをしているのだと思うと請求人は話す。銀行側から弁護士の権限でならば解約時の書類を見せられるかもしれないと言われたので、弁護士の請求人代理人に相談したが費用として5,000円かかり、見せられるかもしれないという状態なら見せてもらえない場合もあるため、処分庁側から照会してもらったほうがよいと助言されたと言う。」との記載がある。

また、「11月7日の面談以降に請求人代理人と話して思い出した話があると話す。思い出した内容は数字箇条書き分のとおり。

- ①7～8年位前、ちょうど今の家を買ったときに、家のリフォーム代として請求人の母より200～300万円借り、更に長女を妊娠している頃に前夫の借金220万を返済するために請求人の母にお金を借りた。
- ②母に借りたお金を最初は現金で返済していた。返済ノートを請求人の母が持っていたが今もあるか無いかは分からない。
- ③現金で返済していたところ、今月分を返した返していないのトラブルになり銀行口座へ入れることになった。
- ④請求人の母から、請求人は貯金も無いだろうから借金の返済が終われば満期の額くらいになるので、長女・二女の口座を作ってそこに返済するように言われた、積立てを始めた。
- ⑤11月7日には定期口座の開設及び解約に関わっていないと話したが、定期口座が今話した積立ての口座のことならば、口座は請求人が作った。解約には心当たりない。
- ⑥積立てを始めた時期の詳細は覚えていないが、二女が生まれた頃（H18年頃）からしばらく返していた。口座から口座ではなく、現金振込みでしていた。1回

辺りの金額は、1万円以上5万円以内で細かい金額ではなかったのでおそらく2～3万円くらい。

⑦積立てを止めた時期は、母との関係が悪化して勤め先を止めた頃。母と揉めていた頃なのでH26年である、その年に色々起きたのでそれは間違いない。家のリフォームのための借金をしたがリフォームが杜撰で不具合があり、「リフォームを手間仕事のおっちゃんに頼んだのを強行したのは母なので、残りのお金は返しません」と母に手紙を送って返さなくなった。

⑧口座の届出印は、請求人の母が請求人名義で口座を作るために作った請求人の名前の印鑑が1個ある。100円均一で購入したようなものではない、きちんとした印鑑である。

定期のうち積立分は恐らく請求人が話したものの可能性が高いため、積立額や期間等の確認してみる旨返答。それ以外に500万ほど入った定期もあるが、心当たりは無いかを尋ねると他には無いと返答あり。」との記載がある。

キ 平成28年12月13日付けのケース記録には、「(前略)法律相談を受けるため〇〇へ出張。(中略)G銀行H支店(通帳にマンションK記載)の口座以外は、法第63条による返還決定、もしくは法第78条による徴収決定が妥当であると言う。他の被保護者との公平性を保つ意味で法第63条による返還決定を行うべきとのこと。ただし、口座開設年月日や口座の開設・解約時の本人確認書類等について調査を行った上で判断を行う必要があるとのことであった。」との記載がある。

ク 平成28年12月20日付けのケース記録には、「請求人へ電話。〇〇のリーガルチェックを受けた結果、追加で調査を行った上で判断をすることになった旨連絡。長女のA銀行の通帳について、記帳後の通帳の写しの提出がまだされていないため提出するよう指示。請求人より、通帳が無くなり探していると返答あり、年末に片づけをするので1月には出せると思うと話す。」との記載がある。

ケ 平成29年1月31日付けのケース記録には、「12月に提出を指示した長女の通帳の提出がないままである事を伝えたところ、年末の大掃除でさがしたが見つからなかったと話す。二女分も見つからないままとのこと。」との記載がある。

コ 平成29年2月17日付けのA銀行B支店からの法第29条に基づく調査についての回答書には、「氏名 長女、預貯金の有無 有」との記載があり、同口座の預貯金取引開始日は平成21年10月20日との記載がある。

別添の普通預金の流動性取引履歴明細表には、平成27年5月1日付けで6,306,661円が解約されたことの記載がある。また、同じく別添の定期貯金の定期性取引履歴明細表には、同日付で5,000,616円が出金されたとの


記載があり、さらに別添の定期積金の定期性取引履歴明細表にも同日付で1, 293, 294円が解約されたとの記載がある。

また、本人確認書類の長女の国民健康保険被保険者証及び請求人の外国人登録証明書の写しの添付があるとともに、普通貯金・定期貯金・定期積金それぞれの払戻請求書には、請求者として長女の氏名の記載がある。

サ 平成29年2月17日付けのA銀行B支店からの法第29条に基づく調査についての回答書には、「氏名 二女、預貯金の有無 有」との記載があり、同口座の預貯金取引開始日は平成23年9月5日との記載がある。

別添の普通預金の流動性取引履歴明細表には、平成27年5月1日付けで6,306,664円が解約されたこととの記載がある。また、同じく別添の定期貯金の定期性取引履歴明細表には、同日付で5,000,616円が解約されたとの記載があり、さらに別添の定期積金の定期性取引履歴明細表にも同日付で1,293,297円が解約されたとの記載がある。

また、本人確認書類の請求人及び二女の国民健康保険被保険者証の写しの添付があるとともに、普通貯金・定期貯金・定期積金それぞれの払戻請求書には、請求者として二女の氏名の記載がある。さらに、払戻請求書には、手書きで「BKへ電話。解約時の確認資料は取っていない。口頭確認のみ。代理人を屈けている場合は、代理人取引と記載あり。なければ本人。未成年者の場合は親権者。親の親の場合は代理人取引と記載あり。」との記載がある。

シ 平成29年5月23日開催のケース診断会議記録票には、ケースの状況および経過として、のリーガルサポートは平成28年12月13日に利用。結果としては、勤務先であったことや顧客名簿との突合が可能な事等からG銀行H支店（マンションKと記載のある通帳分）分については請求人のものではないと判断してよい。他の口座は、口座開設が旧本人確認法施行後に開設されていた場合には、本人が知らないとは言い難く、他の被保護者との公平性という観点からも返還決定を行い、反論内容を見極めるよう回答があった。（中略）調査の結果、請求人・長女・二女の口座全てが旧本人確認法の施行後の口座開設であった。また、請求人の口座は請求人自身、長女・二女の口座は請求人が口座開設者であった。口座開設時の本人確認書は、請求人の口座は外国人登録証明書、長女の口座は長女の健康保険証と請求人の住基カード、二女の口座は二女及び請求人の健康保険証によって行われていた。尚、長女・二女の口座は解約されていたが、A銀行からの回答では本人確認書類の記載がなかったため電話にてA銀行に問い合わせたところ、解約時に本人確認書類はとっておらず口頭確認のみであるが、口座開設時に代理人屈をしていない限りは口座名義人のみ（未成年者の場合は親権者）しか解約できず、代理人が行った場合は解約伝票に代理人取引と記載があると回答があった。」との記載がある。

また、会議の要点・内容および結論として、「請求人名義の個人年金の解約金12,799,054円及び平成27年4月27日に支払われた年金279,241円、請求人のI銀行J支店の普通口座残高1,294,203円、長女のA銀行B支店の口座残高12,750円、定期5,000,616円及び定期積金1,293,294円、二女のA銀行B支店の普通口座残高12,750円、定期5,000,616円及び定期積金1,293,297円の合計26,985,821円（定期等については解約時の利息含む）に対し、これまで支給した保護費について法第63条に基づく返還決定を行う。返還決定は、既に計算可能である平成27年4月9日～平成29年5月に支給した保護費（平成29年4月～5月の医療扶助費除く）の計3,574,492円の返還決定を行った後、算定可能となり次第、平成29年4月～5月の医療扶助についても後日返還決定を行う事とする。また、全ての返還決定を行っても、本世帯において概ね6ヶ月以上の生活が可能と見込まれるため、平成29年6月1日付けで保護を廃止する。」との記載がある。

ス 平成29年5月30日付けのケース記録には、「請求人へ電話。請求人名義の個人年金や長女・次女の預貯金等についての取り扱いの結果、マンションKと書かれた通帳以外は法第63条による返還決定と行う事になったことを説明。（中略）また、返還対象額から返還金額を引いても、その残額をもって概ね6ヶ月以上生活が出来ることとなるため、まだ最終決済までいっていないため恐らくにはなるが、決定がなされれば平成29年6月1日付けで保護廃止の予定であることを伝える。請求人より、結果はどのような結果であろうと受けとめる気ではしたが、保護廃止になればどのように生活すればよいのか、本当にお金が無いと話す。廃止となっても保護申請は可能なため、お金がなければ廃止日ですぐに申請をするよう伝える。請求人より自分のお金であるとなつて廃止になるのに保護を受けられるのかと質問あり。申請があれば、長女・二女の解約主が銀行からの回答では請求人となっていたこともあり、お金の行方や母からの扶養の可能性等について調査は必要であるが、困窮していれば保護の受給は可能であるため、生活に困るならば申請をするよう説明。」との記載がある。

セ 平成29年5月30日付けのケース記録には、「請求人代理人より電話。決済中であるが、請求人名義の個人年金や長女・二女の預貯金等についての取り扱いの結果、マンションKと書かれた通帳以外は法第63条による返還決定を行う事になったことを説明。（中略）請求人代理人より長女・二女の口座の返還決定について分かりはするが、請求人名義の個人年金は納得がいけないと話す。請求人名義の個人年金について返還決定する理由を問うため、申請時に未申告であった請求人名義の口座に入金がなされており、口座も本人確認施行法の開設以降の口座であることから、返還を行う事を伝えるが、何故行うのか、理由になっていないと

納得せず。」との記載がある。

また、請求人代理人の発言として、「口座名義が請求人名義であることに争いはない。その口座に母がお金を入金し、母がお金を引き出しており、その間請求人にはその口座の取引が無く、口座の管理をしていなかった。そのような状況で当該口座に入金されていた預金は本人の資産ではなく、母の資産である。実際、そのお金は母の手に返っている。そうであるにも関わらず、その預金が請求人の資産であると63条の決定を行うのは、何故請求人の資産であるとするのか説明を求めた。その理由として、請求人名義であると言うのは、理屈がトートロジーである。仮に返還となっても、返還金額については請求人代理人自身が来所した8月4日以降の金額は算定されないものと思っている。理由としてはその面談において請求人側は法第63条にならないと言っており、そこで法第63条か否かが争点となっているからである。」との記載がある。それに対する処分庁の発言として、「返還理由はこれまでに再三述べた通りだが、返還期間についても返還を求めるにあたっては調査が必要であることから、その調査期間を含んでの返還期間を考えている」との記載がある。

ソ 平成29年6月2日付けのケース記録には、「請求人へ電話。(中略)〈長女・二女らの預貯金について〉請求人名義の個人年金は請求人が引き出し母に返した(口座から口座)が、長女及び二女の定期等の預貯金は母が勝手に引き出したと請求人からは聞いており、確認するもそうであると返答あり。」との記載がある。また、「請求人に長女・二女の口座について以前に請求人の母が勝手に引き出しと怒っていたが、どうしたいという思いはあるのかを質問。請求人より、①印鑑は全て取り上げられており、振込み先という意識であった、②積立は借金を現金で母に返金している感覚でしていた、③母に支払い済であるというつもりであった、④怒っていたのは母にではなく、明らかに母がおろしたのに嘘をつくこと銀行に対して怒っていた、⑤母はそういうことをする人と思っているので、したんやなと思っている、と話す。」との記載がある。

タ 平成29年6月6日付けのケース診断会議記録票には、担当者の意見として「請求人世帯の生活状況について、余剰な金銭があるような様子はない。返還対象となる金銭について、請求人名義の個人年金は請求人が母に返しており、請求人からは請求人の母が勝手に下ろしたと申告がある状態であり、6月2日に請求人に再度確認した際も同回答であった。長女・二女の定期等についてはこちらの調査では請求人が解約者と判明しているが、出金された金銭を請求人が現在も所持している様には見えない。最近自営にて自宅にて個人塾を始めたが収入を得られるのはまだ先であり、求職活動も難航している。子を有する世帯であり、保護の再申請があれば保護を開始すると思われるため、 からの助言に基づき保

護は継続としたい。」との記載がある。

また、会議の要点・内容及び結論として、「請求人より金銭は母の元にあると申出があり、口座より出金された金銭が請求人の手元にあると確認できる資料がないため、保護廃止は行わない。法第63条による返還決定のみを行い、保護については継続とする。請求人世帯の資産とする範囲についての変更は無いが、長女・二女の預貯金等のみで支給した扶助費の返還を求められるため、返還決定行為自体は長女・二女の預貯金等に対して行うこと。返還決定については当初の予定日時点の5月29日とする。尚、今後について、請求人の親からの扶養について照会を行い、請求人自身にも母の手に渡った金銭は請求人世帯のものであるため、母から返還を求める等の努力をしてもらうこと。」との記載がある。

チ 平成29年6月8日付けのケース記録には、「請求人へ電話。保護については継続となるが、返還決定については行うこと、また、返還決定において4月、5月の医療扶助費のみ後日となるため、2回に分けて決定を行う旨を説明。請求人より了承の返答及び、返還決定を受けた後の保護において今後も返還額は増えていくのかと請求人より質問あり。保護の方で求められる返還金はこれまでに支給した保護費を上限とし、現状では請求人の手元にお金がないためこれ以上返還を求めることはない旨を説明。ただし今後、請求人が母よりお金を取り返す等して生活の目処が立つことがあればその状況に応じて返還を求める事はあると思う事を伝えた。」との記載がある。

ツ 平成29年6月20日付けのケース記録には、「請求人代理人より受電。決定理由について問合わせあり。決定理由別紙について、これまでに何時間もかけて議論してきた、請求人名義の個人年金について返還を求める形になっていない、長女及び二女の預金だけの返還決定になっているが、どういうことか。この理由に尽きるのか。これまでにこの預金について議論してきていない。請求人名義の個人年金についても返還対象であるというなら、理由に載せるべき、すべての理由を記載、決定文言を修正するべきであると主張する。また、長女及び二女の預金については誰の資産と認定したのか。誰の資産としたのかにより、議論が変わってくるとのこと。開始時の世帯の資産であると認定している旨説明する。」との記載がある。

テ 平成29年6月23日付けのケース記録には、「請求人代理人より受電。(中略)改めて、法第63条返還決定の理由について、長女・二女の口座についてのみ記載した理由について説明。請求人名義の個人年金、長女・二女の口座について調査をしてきた。一定の調査を終了とし、返還決定。双方対象とは見ているものの、長女・二女の口座預金で返還額に十分事足りるため、決定理由には長女・二女の口座のみとした。また、決定理由について訂正する予定がない旨も説明する。」と

の記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条において「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条は、「基準及び程度の原則」について規定しており、第1項において、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (4) 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。)問10の6の2の「開始翌月以降に判明した保護開始時の手持金」の(答)では、「保護の開始決定後に判明した預貯金が、意図的に隠蔽しようとしたものでないと認められる場合であって、保護開始時の手持金と開始決定後に判明した預貯金を合算しても、保護を要する場合については、同様に取り扱って差し支えない。なお、このとき保有を認めることができるのは、すでに保有を容認した手持金と、その世帯の開始時の最低生活費の5割の額の差額の範囲内であることに留意し、これを超える額については、法第63条により処理すること。また、意図的に隠蔽しようとしたものでないと認められる場合であっても、保護の開始決定後の翌々月以降に判明した場合は、その全額を法第63条により処理することとされたい。」と記載されている。

2 本件返還決定について

- (1) 長女及び二女名義の預金について

処分庁は、長女及び二女名義の預金口座が、請求人及び長女・二女の身分証明書を用いて開設が行われていること、解約の際に長女及び二女の氏名を用いて解約手続きを行えるのは親権者たる請求人であること、請求人が当該通帳を所持していたことからして、請求人の管理下にあったものと判断したと認められる。

請求人は、形式的な預金名義が誰であるかにかかわらず、自己の預金とする意思で金融機関に預金（出捐）した者に帰属すると解されており、長女及び二女名義の預金は、母の出損により、長女及び二女名義で預金していたものであって、自己の資産であるとの意思の下に、解約したのも母であると主張しているが、すべてが母の出捐であるとする客観的資料は示されていない。

(2) 返還対象とする期間について

請求人は、処分庁の都合による資産調査の遅れによって、返還対象期間が平成27年4月から平成29年5月と長期間になり、返還額が高額になったことは不当である旨を主張している。

処分庁は、本件返還決定の理由である長女及び二女名義の預金口座について、初めて存在を把握したのは平成27年7月27日であり、請求人世帯の資産ではないことを認めるに足る資料の提出がなければ、活用し得る資産として認定せざるを得ないことを説明したと主張しているが、当該長女及び二女名義の預金について詳細な調査を実施する方針を処分庁が決定した平成28年10月26日までの間（約1年3か月）、当該預金が請求人世帯のものではないとする証明を求めた形跡は認められない。

請求人からの証拠書類の提出状況及び金融機関への照会、弁護士相談等資産調査に時間が要したことは一定理解できるが、保護開始時に保有していた可能性のある預貯金が高額（約1,260万円）であることからみて、事実の把握から詳細な調査方針を決定するまでにかかった期間（約1年3か月）については、処分庁の責めに帰すべき期間であると判断せざるを得ない。

(3) まとめ

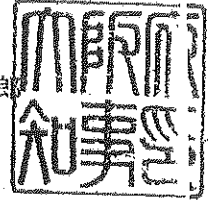
長女及び二女名義の預金が、保護の開始時において、請求人世帯の資産であるとした処分庁の判断には一定の合理性が認められるものの、返還の対象とする期間を保護開始時から資産調査の完了までとしたことについて、処分庁の方針決定の遅れ等、本件返還決定に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、請求人の資産や収入の状況、生活実態など検討すべき個別具体の事情についての調査を行っていない点において、本件返還決定に違法又は不当な点があると認められ、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年3月4日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

